

令和5年度自立支援・重度化防止等介護支援専門員質の向上研修
実施要項

1. 目的

「保険者と介護支援専門員がともに行うケアマネジメントの質の向上ガイドライン」を活用した、区市町村によるケアプラン点検の円滑な実施を支援し、高齢者の自立支援と重度化防止を進めるため、地域において他の介護支援専門員を指導育成する主任介護支援専門員の養成を図ります。

2. 実施主体

東京都福祉保健局 高齢社会対策部 介護保険課(以下「都」といいます。)

※研修実施機関: 特定非営利活動法人東京都介護支援専門員研究協議会が都より委託を受けて実施します。

3. 受講対象者及び定員

区市町村が推薦する主任介護支援専門員 310名

※原則として各コースの全日程(2日間)に参加できる方が対象です。

4. 研修日程

Aコース、Bコース、Cコースの日程のうちいずれかを希望し受講いただきます(第1希望から第3希望まで提出できます。第2希望または第3希望のコースに割り振られる可能性がありますので、日程上、受講できるコースのみ希望を提出してください。一方で、希望を提出しなかったコースについては、空きがあっても受講決定しませんのでご注意ください。)

コース	時間	Aコース	Bコース	Cコース
1日目	13:00～17:15	8月1日(火)	8月7日(月)	8月9日(水)
2日目	9:30～15:55	8月21日(月)	8月24日(木)	8月30日(水)

5. 研修実施方法

全コース、オンライン方式により実施します。具体的には、Zoom を利用し、オンライン方式により講義ならびに個人ワーク、グループワークを行います。

※会場集合型の実施はありません。別紙2「オンライン研修について」を参照いただき、受講環境を用意できる方のみお申し込みください。また、研修中の接続不良やカメラ・マイクの不具合により30分以上受講の状況が確認できない場合は欠席扱いとなります(補講はありません)。

6. 研修カリキュラム(予定)

日程	時間	所要時間	テーマ	内容
1 目 目	13:00～15:00	120分	スーパービジョンの基礎・ 応用	スーパービジョンの理論、技法、地域での応用について理解するとともに、その応用的方法を習得する。
	15:15～17:15	120分		
2 目 目	9:30～12:00	150分	「自立支援・重度化防止」 について	各制度や都における「自立支援の考え方」を踏まえ、共通の事例に基づき、自立支援、重度化防止について検討するグループワークを行う。
	13:00～14:20	80分	模擬ケアプラン点検の基 礎・応用	ガイドラインを活用した自己点検及びケアプラン点検等の方法ならびに模擬ケアプラン点検の実践を学ぶ。
	14:35～15:55	80分		

7. 申込み先等

各区市町村へお申し込みください。なお、区市町村を通さず直接都へ申し込むことはできませんのでお気を付けてください。

8. 受講者の決定通知時期

令和5年7月上旬(各区市町村を介して通知されます。)

9. 受講料

無料

10. 研修教材について

テキスト一式は事前に郵送します。テキストが手元にない状況での受講は認められませんので、受講申込の際は、ご自身が確実に受け取ることのできる郵送先を指定してください。また、送付されるテキストに加えて、「保険者と介護支援専門員がともに行うケアマネジメントの質の向上ガイドライン」を御用意下さい。

ガイドラインは以下のアまたはイのいずれかの方法により用意していただきますようお願いいたします(既にお持ちの方は、改訂等はしていませんのでそのままご使用いただけます)。

(1) 事前購入をする場合

ガイドラインは、特定非営利活動法人東京都介護支援専門員研究協議会(以下「協議会」という。)において有償頒布(1冊720円(税込))しております。事前に購入をする場合は、協議会に御連絡をいただくか、下記URLから申込書をダウンロードし、ファクシミリにて協議会にお申し込みください。

■特定非営利活動法人東京都介護支援専門員研究協議会ホームページ>「保険者と介護支援専門員が共に行うケアマネジメントの質の向上ガイドライン」販売

URL:<https://cmat.jp/sell/534.html>

(2) 都のホームページからダウンロードする場合

ガイドラインは都のホームページにも掲載しており、下記URLからダウンロードが可能です(全182頁)。

URL:https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/care/guideline.html

東京都福祉保健局>高齢者>介護保険>東京都介護サービス情報>介護支援専門員関連情報>保険者と介護支援専門員が共に行うケアマネジメントの質の向上ガイドライン

※令和5年7月以降、都の組織改正により上記URLが変更となる可能性があります。上記URLに接続できない場合、「保険者と介護支援専門員が共に行うケアマネジメントの質の向上ガイドライン」で検索をお願いいたします。

11. 修了証について

各日ごとに修了証を発行します。なお、本研修の修了は、主任介護支援専門員更新研修の受講要件である主任介護支援専門員としての資質向上要件(都が開催するケアマネジメントの質の向上を目的とした研修又は主任介護支援専門員として資質向上を図るための研修)に該当するものとして取り扱います(本研修の全課程を修了した場合は、2回分の研修受講記録とします。)

12. その他

- (1) 研修の受講にあたっては、事前課題の作成が必要です。詳細は受講決定時にお知らせします。
- (2) 各研修日ごとにアンケート等の提出をご依頼いたします。事後提出が修了の要件となっておりますのでご了承ください。
- (3) 本年度の研修において提出された事前課題等を加工し、令和5年度の本研修で教材として活用させて頂く可能性がありますので、ご了承願います。
- (4) 申込時、受講時又は修了時に不正等が発覚した場合には、本研修の受講決定が取り消されます。なお、修了証を交付後に受講決定が取り消された場合は、研修修了についても無効になるため、修了証を返還していただきます。

【問い合わせ先】

特定非営利活動法人 東京都介護支援専門員研究協議会

〒102-0072 東京都千代田区飯田橋2-9-3 かすがビル10階

電話: 03-3526-5636 FAX: 03-3556-1543